

相続ニュース

Vol.0076

2015年7月13日(月)

担当：MS事業部 玉井

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

相続とマイナンバー

はじめに

マイナンバーのニュースが少しずつ増えてきました。しかし、全容や具体的実務が明確ではないため、手探り状態であるというのが現状です。今年の10月から具体的に番号が割り振られます。10月から、さらにマイナンバーの話題が出てくると思います。

今まで以上に事前、把握が各段にアップ

マイナンバーは、相続に関しても影響があります。全国民に番号を割り振るため、個人の資産状況の把握がしやすくなります。我々一般庶民にとってのメリットは、相続資料を収集しやすいということが考えられます。

反対に、家族も含めた個人の資産状況を把握しやすくなることから、贈与の調査などは書面上、多く行われる可能であります。

不自然な取引が書面上で発見可能に

相続税や贈与税の調査に活用し、マイナンバーを活用して、不自然な預金や株・投資信託・保険契約があれば目立つ存在になり、発見される可能性が高いです。

例えば以下の2点です。

- ① 高校生なのに不動産収入がある
- ② 未成年なのに、多額の株の運用をしている

おわりに

以上のように形式上名義を移しているから大丈夫と、雑に相続対策をしてしまうと後で大やけどを負ってしまいます。

特に今まで以上に、マイナンバー制度の効果で、書面上でピックアップされる可能性が高いので、慎重に専門家に相談して対策を行いましょう。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん